

大切な人が犯罪被害にあわれたら ～犯罪被害者支援制度のご案内～

11月25日（金）～12月1日（水）は『犯罪被害者週間』です

犯罪被害者及びその家族等が置かれている状況について国民の理解を深め、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運醸成と犯罪被害者支援活動の周知を図るなどの啓発事業を集中的に実施します。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

福岡県警察では、犯罪被害にあわれた方々の心のケアを行う専用の相談窓口、犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」を開設しています。

匿名でも構いません。女性の臨床心理士が丁寧にお聴きします。

平成30年10月に「ミズ・リリーフ・ライン」から名称変更しました。



福岡県警察本部犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

電話番号 092-632-7830

■ 相談受付時間

月～金 午前9時00分～午後5時45分

（祝日・年末年始を除く）

性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」

福岡県内からダイヤルしていただくと、福岡県警察本部の性犯罪被害相談電話に繋がります。電話回線が混み合っている際は、しばらくしてからお電話ください。

- 平日の昼間（9：00～17：45）は、女性の警察官又は臨床心理士が対応します。
- 土日、祝日及び夜間は、警察本部の当直員が対応します。
（男性の警察官が対応する場合があります。）
- 電話の機種によっては、使用できない場合があります。

犯罪被害給付制度のご案内

日本国内で行われた殺人などの故意の犯罪行為により、

- 亡くなられた方のご遺族
- 身体に障害が残った方
- 長期の治療が必要なけがや病気になった方

に給付金が支給されます。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度のご案内

日本国外で行われた殺人などの故意の犯罪行為により、

- 亡くなられたご遺族
- 身体に障害が残った方

に弔慰金又は見舞金が支給されます。

※ 支給を受けるためには、要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問合せ】

- 福岡県警察本部被害者支援・相談課

092-641-4141（内線 2534）

警察による経済的支援のご案内

犯罪の被害にあわれた方々の精神的・経済的負担の軽減を図るために、次の費用を負担する制度があります。



◆ 医療費・書類作成料など

- ① 傷害や性犯罪被害にあわれた場合にかかる初診時の費用や診断書料など
- ② ご家族を亡くされた場合の検案書料などを負担します。

◆ カウンセリング費用

犯罪被害の影響により、精神科医や臨床心理士などのカウンセリングを受けた場合にかかる費用の一部を負担します。

◆ 緊急一時避難場所の確保にかかる費用

犯罪被害により一時的に自宅で過ごすことが困難になった場合、避難する場所を確保するためにかかる費用を負担します。

◆ ハウスクリーニング費用

犯罪被害により自宅が血こんなどで汚れた場合、専門業者によるハウスクリーニングにかかる費用を負担します。

※ 支給を受けるためには、要件がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ】

- 福岡県警察本部被害者支援・相談課

092-641-4141（内線 2533・2535・2537）



犯罪被害者等電話相談「全国共通ナビダイヤル」

全国の被害者支援センターの相談窓口と連携して支援を行います。被害者支援センターの開設時間内は、お住まいのエリアの被害者支援センターにつながります。

0570-783-554（なやみはここよ）

受付時間 7時30分から22時まで（12/29～1/3までを除く）

公益社団法人「福岡犯罪被害者支援センター」

犯罪の被害にあわれた方や、そのご家族を支援するために設立された民間の非営利団体で、福岡県公安委員会の指定を受け、被害者支援活動を行っています。

【相談電話】

092-409-1356（福岡） 093-582-2796（北九州）

0942-39-4416（筑後） 0948-28-5759（筑豊）

受付時間：月～金 9：00～16：00（祝日・年末年始を除く）

【性暴力を専門とする相談電話】

092-409-8100 受付時間：24時間・365日（年中無休）

